

上三川町立明治小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

(目次)

はじめに

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ①いじめの防止
 - ②いじめの早期発見
 - ③いじめへの対処
 - ④地域や家庭との連携
 - ⑤関係機関との連携

2 いじめの防止等のために本校が実施する施策

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の運用について
- (2) 「学校いじめ対策組織」の設置
 - ①「学校いじめ対策組織」の役割
 - ②「学校いじめ対策組織」を構成する職員
- (3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ①いじめの未然防止
 - ②いじめの早期発見
 - ③いじめに対する措置

3 本校における重大事態への対処

- (1) 重大事態の発生と報告
 - ①重大事態の意味
 - ②重大事態の報告
- (2) 重大事態の調査
 - ①調査を行うための組織
 - ②事実関係を明確にするための調査の実施
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ①調査結果の提供
 - ②調査結果の報告

4 その他重要事項

- (1) 基本方針の見直し

上三川町立明治小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを防止し、早期に発見、適切に解決に導いていける学校の指導体制を一層強化するとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる仕組みづくりを推進していくことが重要である。

そのため本校では、児童の尊厳を保持するため、全教職員、家庭、地域その他の関係者の連携の下、総がかりでいじめの問題の克服に向け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、以下の基本方針を定めるものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教職員、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条第1項）

「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。（法第2条第2項）

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（法第2条第3項）

（3）いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（4）いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの防止

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が『互いの人権を尊重し、いじめを許さない明るく楽しい学校生活』を送ることができるように、いじめ防止基本方針を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5点とする。

- ① 学級経営を基本として、いじめをしない・させない雰囲気を学級、学校内につくる。
- ② 児童の自己有用感を高め、互いのよさを認め、助け合える人間関係づくりに努める。
- ③ 児童、教職員の人権感覚を磨き、差別を許さない意識や態度を育てる。
- ④ いじめの早期発見・早期解決のために、様々な手段を講じるとともに、児童と教職員、学校と家庭の信頼関係づくりに努める。
- ⑤ いじめ問題について、家庭・地域及び関係機関との連携を深める。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る。

③ いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携を図る。

④ 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、地域、家庭との連携を密接にするとともに、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるよう地域や家庭に働きかける。

⑤ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関との適切な連携が必要であることから町教育委員会と関係機関の担当者との間の情報共有体制を構築するとともに継続的に情報を共有する。

(5) 教職員の理解促進

全ての教職員がいじめに対する知識及び対応策について理解しておくことで、学校全体で足並みをそろえて対応していくことが必要である。そのために、学校いじめ防止基本方針をはじめ、いじめ防止対策推進法、国や自治体のガイドラインなどについて周知を図り、研修等を通じて教職員の意識向上を図る。

2 いじめの防止等のために本校が実施する施策

いじめの防止等のため、「学校いじめ対策組織」を中核として、全教職員が一致協力体制を確立し、町教育委員会とも適切に連携の上、実情に応じた対策を講ずる。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の運用について

より実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

(P D C Aサイクルの実施)

また、本方針の内容や運用等について、学校評価の評価項目に位置付け、その状況を評価し、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

(学校評価への位置づけ)

加えて、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認できるようホームページへ掲載する。また、学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する機会を設ける。

(保護者、地域への周知)

(2) 「学校いじめ対策組織」の設置

① 「学校いじめ対策組織」の役割

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策組織」を置く。「学校いじめ対策組織」には、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部専門家を交えて対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に努める。

② 「学校いじめ対策組織」を構成する職員

「学校いじめ対策組織」を構成する教職員については、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、養護教諭、学級担任、教科担任に関わる教職員、スクールカウンセラー等から構成する。どの場合にどの組織を活用するかについては、問題の状態や緊急性に応じて、校長の判断で行うものとする。

○児童指導委員会（校長・教頭・教務主任・児童指導主任・養護教諭・

関係職員）

○いじめ対策委員会

構成員

《校内》 校長 教頭 教務主任 児童指導主任 学習指導主任
養護教諭 関係職員

スクールカウンセラー

《校外》 町・教育事務所スクールサポーター
主任児童委員 学校運営協議会委員

PTA正副会長等

その他関係機関

会議の構成については、協議や対応する内容に応じて柔軟に行うものとする。

(3) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

【児童による活動】

いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組とし

て、児童が明るい気持ちで毎日をスタートし、互いのよさを認め合うことのできる場の設定等、いじめの防止に資する活動に取り組む。

○児童会活動

- ・あいさつ運動（運営委員会）・人権集会（福祉委員会）・体育集会（体育委員会） 等
- ・運営委員会集会（運営委員会）・なかよし遠足（6年主体）

【「授業づくり」や「集団づくり」】

児童一人一人に、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、学業指導による「授業づくり」や「集団づくり」を行う。

- 互いに認め合い高めあえる学級集団・学年集団づくり
- 一人一人が意欲的に取り組む授業づくり
- 基本的生活習慣の形成等

【いじめを抑止する行動】

児童に対して、傍観者とならず、教職員や「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動を取る重要性について理解を図る取組をする。

- 道徳指導及び道徳的実践活動・体験活動の充実
 - ・安全の日（情報モラル指導を含む）
- 人権教育の充実（人権週間を含む） 等

【互いを認め合う人間関係づくり】

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- 意図的な遊びの場の設定を通しての人間関係づくり
 - （昼休み レッツトライタイム なかよしウォークラリー）
- 学校行事等における励まし合い・助け合い活動体験の充実
- 異学年交流を通してのピアサポート『お世話活動』の展開
- 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- 縦割り班活動を生かしたより良い人間関係づくり 等

【教職員の指導の在り方】

教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- 人権感覚チェックカード等を活用した教師自身の人権感覚チェック 等

② いじめの早期発見

【いじめの認知】

教職員は、いじめが大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめの可能性を疑い、軽視することなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう情報交換や共有できる場を意図的・計画的に設定する。

＜職員間による情報収集＞

- ・学年間での情報交換 ・児童指導連絡会 ・学校いじめ対策会議
- ・職員打ち合わせ及び職員会議における情報の伝達 ・養護教諭との連携
- ・スクールカウンセラー等、生徒指導推進協力員の先生との連携
- ・スクールガード、見守り隊の人たちとの連携

＜児童・保護者等からの情報収集＞

- ・児童との教育相談 ・QUテストの実施
- ・いじめチェックカードによる診断（教師・保護者）・家庭訪問
- ・いじめ（悩み）アンケート調査の実施・保護者との個人懇談の実施
- ・連絡帳による情報交換 ・日常的な保護者との電話による連絡、連携

【いじめの把握】

定期的なアンケートや個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

【いじめを認知したときの対応】

教職員がいじめを発見または相談を受けた場合には、速やかに、「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的な対応につなげる。

【いじめられた児童といじめた児童への対応】

「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童を徹底して守り通す。また、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

その際、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

【警察との連携】

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

警察への窓口担当者は児童指導主任が務めるものとする。

3 本校における重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（法第28条第2項）

① 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、町教育委員会へ直ちに報告する。

(2) 重大事態の調査

① 調査を行うための組織

事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ

事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）による参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず客観的事実関係を速やかに調査する。

（３）調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」という観点）について、適宜記録しておき、いじめられた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明できるようにする。

② 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて、町長に報告する。なお、上記①の説明の結果を踏まえ、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

5 その他重要事項

- ・ 基本方針の見直し

PDCA サイクルを行い、定期的に基本方針の見直しを検討する。その結果に基づいて、必要がある場合には一部改定等の措置を講じる。